

申請に必要な書類（必須）

※申請前に下記提出書類がそろっているか必ず確認してください

書類名		① 一般貨物 運送事業	② 軽貨物 運送事業	備考
1	申請書兼請求書（様式1号）	○	○	チェック表 (裏面)も
2	交付対象車両一覧（様式第2号）	○	○	
3	自動車検査証（電子化された自動車検査証の場合には、自動車検査証記録事項）の写し	○	○	全台数分
4	振込先口座がわかる書類（通帳の写し等）	○	○	
5	国土交通大臣の許可書、更新許可書、国土交通大臣への許可申請書のいずれかの写し	○		
6	直近の貨物自動車運送事業実績報告書	○		
7	貨物軽自動車運送事業経営届出書又は貨物軽自動車運送事業経営変更等届出書の写し		○	
8	直近の確定申告書の写し		○	

※申請書など指定様式は、市ホームページからダウンロードすることができます。
また、市役所の商工観光課、筑後商工会議所でも入手できます。

筑後市トラック運送事業者支援金についてQ&A

Q1	個人事業主で、住民票上の住所は市外ですが、事業所は市内にある場合は対象になりますか？
A1	個人事業者において、住民票上の住所に関わらず、市内で事業所を運営している場合は対象となります。
Q2	個人事業主で、住民票上の住所は市内ですが、事業所は市外にある場合は対象になりますか？
A2	本支援金は、対象の要件を「筑後市内に本社、支社、営業所等を有する運送事業者」としていることから対象となりません。
Q3	なぜ緑色のナンバーと黒色のナンバーが対象になるのですか？
A3	事業用の車両(二輪を除く)を対象としており、緑色もしくは、黒色のナンバープレートの装着が義務付けられているからです。
Q4	申請から入金までの期間は？
A4	申請順にできる限り早急に事務処理を行います。申請内容に誤りがない場合、3週間以内に入金できるようにいたします。